



ポーランドにおける移 転価格調整の実務

Q&A Summary (8h April 2025 in Warsaw)

<スライド4-5>

セーフハーバー規則の条件を満たす取引については、移転価格文書を作成する必要はなく、移転価格の観点からは基本的にリスクがないと理解してよろしいでしょうか？

最初の質問については、ご理解の通り、移転価格文書の作成の必要はありません。セーフハーバー規則の要件を満たしている場合、納税者は移転価格文書を作成する義務がなくなります。ただし、**TPR-C**様式において、納税者はセーフハーバー取引についても一定の報告を行わなければならない点にはご注意ください。

質問の後半の部分について、セーフハーバー規則によって保証される安全性についてですが、セーフハーバーを正しく適用することで、税務当局が取引に異議を唱える移転価格リスクが大幅に軽減されます。ただし、税務当局は依然として取引を監査する権利を有します。

<スライド4-5>

セーフハーバー規則の条件を満たす取引については、移転価格文書を作成する必要はなく、移転価格の観点からは基本的にリスクがないと理解してよろしいでしょうか？

ポーランドで施行されているセーフハーバー規制は、以下の**2種類**の取引にのみ適用されますのでご注意ください。

<低付加価値サービス取引>

適用要件には、マークアップ率が含まれますが以下を満たす必要があります。

- サービス購入の場合、マークアップがコストの**5%以下**
- サービス提供の場合、マークアップがコストの**5%以上**

上記のマークアップ率以外にも、低付加価値サービス取引にセーフハーバー規則を適用するために満たすべき要件がありますのでご注意ください。

<ローン取引>

適用要件には、金利水準が含まれますが、**2025年**の場合：

- 借り手の場合は3か月の基準金利 **+2.60%以下**
- 貸し手の場合は3か月の基準金利 **+ 2.00%以上**

金利水準以外にも、ローン取引にセーフハーバー規則を適用するために満たすべき要件がありますのでご注意ください。

<スライド6-7>

最終親会社がその所在国においてマスターファイルを作成する義務がない場合でも、ポーランド税制への対応のために、マスターファイルを作成する必要がありますか？

はい。マスターファイルの作成義務はポーランドの規則に基づいて定められております。つまり、日本または国際規則に基づく最終親会社レベルではマスターファイルの作成義務が発生しない可能性がありますが、ポーランド移転価格ルールに基づいてマスターファイルの作成義務が発生します。このような場合、ポーランドの納税者は、グループレベルでマスターファイルが作成されていなくても、マスターファイルを作成する義務があります。ポーランドの納税者は、以下の**3**つの条件を満たす場合、マスターファイルを作成する義務があります。

- グループの連結財務諸表に含まれていること
- グループの前年度の売上高が**PLN 2億**以上であること
- ローカル移転価格文書を作成する義務があること（つまり、関連者間取引がローカルファイルの作成義務の対象となる基準額を超えていること）

ポーランドでは、マスターファイルにはどのような言語が使用できますか？

ポーランド語と英語が使用可能ですが、税務当局からポーランド語版の提出を要請された場合は、**30日以内に**翻訳し、提出する必要があります。

<スライド10-11>

移転価格調整を行うためには会計書類の発行が必要であるのご説明いただきました。調整する方法としては、請求書を発行して、取引価格自体を調整する場合と、クレジットノートまたはデビットノートを発行して利益率のみを調整する場合の2つがあると承知しています。前者の場合は、**VAT**、関税、源泉徴収税などの他の税金や課金も調整する必要があると承知しています。後者の場合は調整の必要はないと承知しましたが、相違ありませんでしょうか？

はい、その通りです。

最近の税務当局の姿勢を鑑みると、（増額調整の場合は）第一四分位ではなく中央値まで調整することが勧奨されますか？

基本的にはその通りです。移転価格調整を中央値よりも低い水準に行う場合は、十分な分析と根拠が必要です。税務当局の最近の慣行や欧州連合（EU）における新たな規制の提案を見ると、税務当局は調整の基準を中央値までとすることがますます増えています。しかし、特定のケースにおいては、四分位レンジ内の別のポイントを適用する方が適切であるという主張も依然として可能です。そのため、実際には、各ケースについて当局と個別に協議を行い、最終的には企業が保有する機能を考慮し、レンジ内で別の収益性レベルの適用に合意する場合がありますが、基本的に、税務当局は中央値への調整を望んでいます。

<スライド12-13>

実際の取引価格または利益水準指標（**PLI**）が独立企業間レンジの範囲外にあり、かつ年度中に事業環境に大きな変化があった場合、新たなベンチマーク分析を実施することが選択肢となるとの説明がありました。新たなベンチマーク分析の結果が当該年度の取引価格を裏付ける場合、移転価格調整は不要であると理解してよろしいでしょうか？

はい。選択肢の一つです。当該年度の取引価格が新しいベンチマーク分析の範囲内であれば、移転価格調整を行う必要はありません。

<スライド14-15>

右上の移転価格事前確認（**APA**）の申請数をみると、ポーランドにおいては、普通の納税者にとっては、一般的な解決策ではないのではないかと感じております。近年、申請件数は増加傾向にあるのでしょうか？**KPMG**殿の経験上は、どのような企業が**APA**を利用する傾向にあるのでしょうか。

何よりも、**APA**は納税者が税務当局から取引が独立企業間価格であることを保証される唯一の方法であることはご承知いただく必要があります。歴史的には**APA**の申請件数は限られていましたが、**APA**がもたらすメリットについての認識の高まりと、**APA**手続きの簡素化により、**APA**の申請件数と発行件数は増加しています。今後、さらに増加すると予想しております。

APAが活用されるのは、多くは製造あるいは販売活動に関する取引であり、サービス取引、無形資産に関連するロイヤルティ支払いなどが多くを占めます。企業が**APA**を活用するのは、特に取引額が大きい場合、または継続的な移転価格リスクを排除したい場合であります。**APA**は、特に製造・販売活動において、高リスク・高価値の取引において明らかに普及しつつあります。

<スライド14-15>

右上の移転価格事前確認（**APA**）の申請数をみると、ポーランドにおいては、普通の納税者にとっては、一般的な解決策ではないのではないかと感じております。近年、申請件数は増加傾向にあるのでしょうか？**KPMG**殿の経験上は、どのような企業が**APA**を利用する傾向にあるのでしょうか。

APAは様々な分野で事業を展開する納税者に対して発行されていますが、工業的製造、自動車、医薬品、物流が最も多い業界です。

関連当事者の所在地については、**APA**は、欧州連合（**EU**）や米国などに所在する関連者との取引に多く活用されています。ポーランドは日本とも積極的に協力しているため、日本との二国間**APA**を取得することも可能と考えられます。



Thank you



KPMG Poland

kpmg.pl

© 2025 KPMG Tax M.Michna sp.k., a Polish limited partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public